

# 好きです東松島おかえり事業助成金 令和6年度の取扱い変更について

本市では、移住定住の促進を図ることを目的として、移住者の移転費用として助成金を支給する「好きです東松島おかえり事業助成金」を行っています。

この助成金に関して、令和6年度より申請対象者が次のとおり変更となりますので、お知らせします。

## ◎申請対象者の変更点

現行 申請対象者	→	変更後 申請対象者
<p>本市に転入した日以前又は転入した日から1年以内に、市内の事業所に勤務又は市内で事業所を経営する方で次のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 宮城県出身者</p> <p>(2) 宮城県内の市区町村に居住した事のある方</p> <p>(3) 宮城県内の事業所に勤務若しくは経営の経験がある方</p> <p>ただし、<u>本市の移住相談窓口を通じて、本市主催の事業で市内に宿泊したことがある方については、本市に転入してから1年以内に宮城県内の事業所に勤務する方</u></p>	<p>→</p> <p>→</p>	<p><u>石巻市及び女川町以外からの転入者で、本市に転入した日以前又は転入した日から1年以内に、市内の事業所に勤務又は市内で事業所を経営する方で次のいずれかに該当する方</u></p> <p>(1) 宮城県出身者</p> <p>(2) 宮城県内の市区町村に居住した事のある方</p> <p>(3) 宮城県内の事業所に勤務若しくは経営の経験がある方</p> <p><u>(4) 本市の移住相談窓口を通じて、本市主催の事業で市内に宿泊したことがある方</u></p> <p><u>ただし、東松島市移住支援金が支給されている方は除く。</u></p>

### 【問い合わせ先】

東松島市 復興政策課 地方創生・基地対策係

電話 0225-82-1111 (内線1234・1232)